

## 平成 29 年 4 月 岩手県教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 平成 29 年 4 月 17 日 (月) 午後 1 時 30 分

閉会 平成 29 年 4 月 17 日 (月) 午後 2 時 35 分

### 2 開催場所

県庁 10 階 教育委員室

### 3 教育長及び出席委員

高橋 嘉行 教育長

八重樫 勝 委員

小平 忠孝 委員

芳沢 莖子 委員

藤井 克己 委員

畠山 将樹 委員

### 4 説明等のため出席した職員

今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長

鈴木企画課長、佐々木特命参事兼予算財務課長、佐々木学校施設課長、永井教職員課総括課長、荒川小中学校人事課長、梅津県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、鈴木産業・復興教育課長、藤澤高校改革課長、菊池生徒指導課長、中島学校教育課総括課長、佐野義務教育課長、佐藤高校教育課長、佐々木特別支援教育課長、荒木田保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長、鎌田文化財課長  
教育企画室：長澤主任主査、金野主査（記録）

### 5 会議の概要

#### 第 1 会期決定の件

本日より決定

#### (事務報告)

#### 第 2 事務報告 1 平成 29 年 2 月県議会定例会の概要について (教育企画室)

別添事務報告により報告

八重樫委員：教育全般、多方面から質問されて、ほとんど網羅されていることですし、教育長以下、皆で答弁されて、本当に御苦労さまでした。議員の皆さん、それで納得されたか分かりませんが、折角参考資料も頂いたので、隅から隅まで見ました。分担して作ったのだとは思いますが、大変なものだったと思います。議員の皆さんはその場で納得されたとは思いますが、私は納得しないようなところが何か所かあります。100 ページに、沿岸訪問学習について質問している議員さんがおられます。現地を訪れる学習はどの程度行われているのか、そして 19 の指定校があり、そのうちの 80% が被災地を訪問していると、こういう答弁をされていますが、この指定校の趣旨とか、私の意見を言いますと、別に指定されていなくとも、学校の色々な計画で様々やっているの、80% というと、たいした行っていると思われるかもしれませんが、数字のマジックとは言わないまでも、19 校指定し、その成果や課題について、今年度の課長さんは把握しておられますでしょうか。

鈴木産業・復興教育課長：「いわての防災スクール」につきましては、内陸部の小・中・高等学校、特別支援学校から指定しております。この中で、横軸連携を中心として、被災地を訪問しているのが 80% ということですが、各学校ともに、バス代等の高騰により、沿岸被災地の学校と交流することが難しい学校も増えていきますので、そのひとつとして、この「いわての防災スクール」実践校が率先して行っているという現状がございます。「いわての防災スクール」は、幅広い防災教育を行っていただこうとして実施しているものですが、どちらかというと、防災に関する取組について、

昨年度は多かったように把握しておりますので、今後については、防災教育プラス復興といった面でも、色々な取組を実施して頂くということで考えております。

八重樫委員：感想と言うか意見でございますが、もちろん防災も大事なことです、風化しないようにするために、被災地の様子を後世に伝えていくこと、例えば、山田南の退職した校長先生を呼んで話を聞くとか、様々な取組が行われているので、指定校あるなしにかかわらず、県のスタンスとして、それぞれの学校のアイデアによって継続していくという考えをぜひもって進めていってほしいと思います。

教育長：ありがとうございました。このモデル校は、防災を中心とした取組を行ってきているのですが、岩手の復興教育の中で、学ぶべき三つの価値として、いきる・かかわる・そなえる、これは子供たちはそうですし、学校も、地域の大災害の中で、色々学ぶことがあって後世に伝えていく、将にそこから復興教育がスタートしていますので、まず一義的には岩手のこの教育のオリジナリティーとして、そしてまた、岩手の子供たち、そして地域の皆様に共感を得られるような活動を中心に、あとは現実的に防災も極めて大きなテーマですので、この点にも力を入れつつ、さらに復興教育の質を高めていく、例えば副読本も、近い将来、改訂等も含めまして、いろんな実績も積み重ねてきていますので、そういったところで成長させていきたい、あとは子供たちの力になるような教育に努めていきたいと考えているところでございます。

藤井委員：感想です。平成27年度、一昨年度まではいじめの問題や高校再編の問題がかなり取り上げられていたのですが、今回の参考資料を拝見するとかなり幅広い話題があったなと感じます。今回は2月の下旬ですから学習指導要領の改訂、小学校の英語の教科化ですか、一年を通じて学習時間が増えるとか、そういったことが話題になったときなので、5年生6年生、35人学級でないところに、新たに盛り込まれるわけですから、そのあたりが質問に出るのかなと思っていましたところ、質問が出ていなくて、全国的な話題になっていきましたが、そのあたりが意外だったなと思いました。

教育長：私は教育長4年目なのですが、1年目は、特に高校再編、高校教育の基本的な方向性のあり方についての議論、そして素案を公表して、それが全県的なテーマになりました。2年目は、矢巾事案、滝沢事案もございまして、いじめ問題について岩手が全国的に注目されて、大きな県政課題となりました。それから3年目、昨年は教職員の不祥事というのもございました。ただ、一方で、いわて国体、障害者スポーツ大会もあって、この岩手の県民性の素晴らしさ、そしてまた復興に取り組んでいく大きな力を得ることもできましたし、岩手県のまとまりを全国に発信していく、今の姿を発信していくことができました。やはりその時々、岩手県の大きな流れの中で、質問が特定のテーマに集中するということがあって、12月定例会では不祥事の関係が、今回の2月定例会では国体・大会の関係等が、それぞれ大きなテーマになりました。国体・大会のレガシーをどう継承していくかということ等がございました。今回は、そうした流れの中で教育委員会事務局の組織再編もございました。教育委員会は、これからは学校教育を中心に、そして、様々な教育課題がある中で、重点的に、教育委員会の仕事の中で、これまで以上に重点的・積極的に取り組んでいきたいということ、質問に対して答弁させて頂いたものです。これからは「学校教育元年」という気持ちでの、学校教育に力を入れていきたいと考えています。

畠山委員：2点ございまして、1点目は、参考資料の51ページの関連で、いじめ問題対策委員会の開催を年2回に拡大し、本県のいじめ対策の充実に生かしていきたいとのことですが、設置条例には、いじめ防止等の対策のための調査審議をすることが盛り込まれておりますが、当初の趣旨としては、実効的対策を推進するために専門的な知見からいじめ防止のための有効な対策を検討することが挙げられていたと思いますので、ぜひ学識経験者等のメンバーに、いろんな課題を検討していただいて、これから本県全体についてもいじめ防止対策を充実できるような、実効的な対策を検討していただけるように、開催回数を増やしつつ、充実した会議にしていければよいのではないかと思います。

菊池生徒指導課長：委員御指摘のとおり、条例の当初の目的として、実効的な組織対応、そして県のいじめ防止対策に資する、そういった部分も内容に盛り込んでおりました。今のところ、2回開催とすることにより、昨年度の部分の見直し、全国調査の分析、そういったところを実施しているところでございます。ただ、国におきましては、本年3月、いじめ防止の基本方針を改訂したところであり、今年度は、県の基本方針も改定する方向で進めているところでございます。よって、昨年度、2回の開催でございましたが、回数的にはこれを超える回数を実施して、第一義的には県のこの基本方針を改訂して、それを周知していくことを今年度の軸にしていきたいと考えております。

教育長：いじめ対策委員会は、一義的には、矢巾事案のように、原因究明をすることが目的ですけれど

も、加えて、全体的ないじめ対策に係る基本的な方針についても御意見を賜るということで、条例設置に至った経緯を踏まえればそういう事案で学校調査をやって、なおかつ不透明な部分がある場合、これを機動的に開催していくということをベースに置きつつ、情報共有、それから意見提言を頂きながらまず年2回開催し、それから、生徒指導課長がお答え申し上げたように、必要な都度開催していくという考えで運営していきたいと考えております。

畠山委員：2点目は、参考資料114、115ページ、主権者教育の関係でございます。114ページの主権者教育の成果のところ、投票率の向上をひとつの指標に挙げての答弁がなされております。これは、総務省が選挙の関係で主権者教育を訴えかけてきているところから始まっているので、こういった指標を用いることがもちろん重要なことではあります。主権者教育を考えると、投票率の向上はごく一部のことであって、児童生徒が、人権の享有主体であることを学ぶ主権者教育について、もう少し幅広く捉えて、投票率の向上だけではない成果の上げ方を検討頂きたい、その視点でいきますと、115ページ最後の行で、身近な政治課題を取り上げるなどの内容の充実を図って参りたいという答弁がございまして、これは非常に大事な視点だと思っております。一部では、全国的にみると政治的中立性という言葉の中で、学校の現場の先生たちが迷ったりプレッシャーを感じたりということで、中々現実の問題、取り上げづらかったということも聞いておりますが、主権者教育を考える上で、身近な政治的な問題を取り上げて考えていくことは非常に大事なことだと思います。現在、モデル校の指定等で主権者教育が進められていることと思っておりますけれども、現場の先生方が迷ったりプレッシャーを感じずに、そして、児童生徒が主権者教育について充実した教育を受けられることを期待しています。

岩井次長：主権者教育につきましては、最近では毎回議会からも質問を頂きまして、非常に関心が高いことを実感しております。御指摘のとおり、投票率だけをもって成果、というのではなく、目に見えるものとしては投票率がわかりやすかったので投票率でお答えしましたが、御指摘のとおり、生徒の政治的教養を育むというのが主権者教育の趣旨です。そういった面では、高校の中で、導入の直後は、選挙がすぐに控えているということと、副教材の完成が10月末、配付が11月になって、その年度の卒業生は学ぶ時間がなかったということで、慌ただしい中で主権者教育を行ったわけです。年度が改まり、在校生については3年間を見通した、計画的・継続的な主権者教育をしていく必要がありますので、学校から、教育指導計画という、その年度の計画を報告してもらった資料があり、その中に新たに主権者教育として項目を設けました。その指導計画の計画と実績に基づきまして主権者教育の取組を評価していきたいと考えております。学校だけでは、中々、具体的な地域の課題等について考えることも難しい面がありますので、そういった面では、選挙管理委員会や地域の関係者、あるいは、今後はNPO等にも、期待するところがありますので、そういった外部の力を借りながら、主権者教育に取り組んで参りたいと考えております。さらに、次の学習指導要領では、「公共」という新たな科目の設置が予定されております。これまでは、科目全体を通して主権者教育が取り上げられてきたのですが、「公共」という科目ができれば体系的に主権者教育について学習する機会ができると思いますので、そういった今後の動向も考えながら主権者教育に引き続き取り組んで参りたいと考えております。今後はさらに小中高の連携も必要になってくると思います。現在、中学校に指定校1校を設けて、中高一貫した連携のあり方についても研究しておりますので、それらの成果も踏まえ、しっかりと取り組んで参ります。

小平委員：毎回出てくる教職員の多忙化問題について、私なりの意見でございます。果たしてその原因は何なのか、そこを突き詰めてみる必要があるのではないかと思います。例えば、近所の中学校では、いつも夜8時9時まで電気がつきっぱなしなのです。がんばっているな、なんでこんなに遅くまでやっているのだ、と感じます。一方においては、別の中学校、小学校は、夜6時になると真っ暗です。他の方々からも、あの学校は何もしていない、といったふうに言われる部分もあるのですが、このあたりのことは、仕事の一部の先生に集中している部分がある。それから、遅くまでやっているのが優秀な先生だと、こういうふうな慣習があります。現在は薄くなってきている面がありますが、実際、先生方から聞いても、生徒がいなくなってから、あるいは5時過ぎてから仕事を始める、といったことがあり、効率化の問題、色んな問題があると思うのです。それから、PTA、地域との連携といいながら、実際、PTAと地域との連携がどういう状況かというところと夜6、7時以降からとか、土曜日とか日曜日とか、こういうふうな問題があります。いろいろな問題が絡んでいるので、一長一短あるし、これを一気に解決するには不可能な部分がある。ただ、多忙化多忙化という問題に騒いでいる。一方において、クラブ指導で成績を残さないのはどうのこうのという批判が出る。あるいは学力向上で、土曜日に勉強させろという。何か相反する問題がある。私が教育委

員になって7年、毎回毎回、とにかくこの問題がずっと続いているのです。解決策は非常に難しいとは思いますが、何とかこれを、今日は控えますけども、私なりの意見はありますが、これに対する取組を、組合とか、あるいは地域、市町村も含めて、第三者委員会ではないのですけども、取り組んでいく必要があるのではないかと。でないと、今後大きな労務災害があるかもしれないですし、取組が必要ではないかなと感じています。

八重樫委員：関連して、ある議員からの質問への教育長答弁があって、今まではこういったことがあって、も意見を聞く機会がなかったが、高橋教育長になってから、実態はどうなのかと皆さんの意見を聞く機会があって、これを順次実施してきていますと答弁しているけれども、私が聞きたいのは、関係者が集まってどういう話題が出たのかということです。議場では話せなかったものもあると思いますが、もしよければ、ここで聴きしたいと思います。

小平委員：もうひとつ、学校によってこの頃、小中高においても、中にはリーダーの人たちが、自ら、早く帰りなさいと、これまでの県の指導が、ようやく活きつつあるのではないかと思うのです。そのようにして変わってきている学校も、私は聞いています。校長先生が5時半には帰るようにして、副校長にも、早く帰してくださいと、そういうかたちで、今まで遅くまでやるのが立派な教員みたいな風潮がずっとあった。今日はマスコミの皆さんが来ているが、仕事が多いのではないかとそれを叩く、違うのです。そういうふうな仕分けとか指導方法、リーダーの役割はそこにもあるのです。そのような指導を、市町村教育委員会を通して教育委員会が行い、小中高の校長・副校長、管理職、そういう指導の成果が出てきているのも事実なのです。うちは5時半、6時、クラブも6時半には終わるようにしているというかたちで実現しているところもあるのですが、まだまだごく一部で、そういうふうなものも含めて実態の調査、それから、皆に認識をもってもらい、やはり、明確化する必要性を感じています。

今野次長：小平委員がおっしゃるとおり、教員の多忙化問題については議会の中でも随分と取り上げられておりますが、教員が忙しいといいますが、中々、子供たちとじっくり向き合う時間がないという状態にあることは確かでございます。そういったところをなんとかしてほしいといった観点から、多忙化解消に向けた、そういった質問が出るものと捉えています。一方で、部活もありますし、学力向上といった話もある中で、教員に対する期待、そういったものが大きい中で、その折り合いをどうつけていくかといった点が非常に難しいところと考えておまして、当面の取組といたしましては、当局と、いわゆる職員団体との間で協議の場を設置して、具体的なテーマを順次設置しまして、これまで、平成27年の1月以来でございますが、話し合いを重ねて参ったということでございます。多忙化についてはいろいろな考え方がございますので、中々一朝一夕にはいかなない部分もございますが、基本的には、今申し上げましたような、職員団体との話し合い、職員団体だけではなくて、部活であれば競技団体であるとか、そういった方々にも入って頂いているという中で、きめ細かい話し合いをしながら、着実に、できるところから取組を進めて参りたいというところでございます。

八重樫委員：それだけではどうも駄目なようで、例えば、具体的にどのように取り組んでいるのか、あるかないか、まだやっていないとか、無理だとか、心に届くような点をお聞きしたい。抽象的なのですよね。もう少し、今まで1年以上やってきて、何か具体的なものがあれば聞きたいと思います。

今野次長：これまでやってきたものとしては、これは組合と話をしながらになりますが、学校でも安全衛生管理体制、いろんな仕組があったり、安全衛生管理者といった職を置いたりということがあられるわけですが、それが中々実質的に機能していないという部分があって、そういった部分を具体的に機能させる、そういった取組ですとか、もうひとつは教員については超過勤務手当が出ないということもあって、厳密な勤務時間の管理が、これまでは中々進んでいなかったということで、厳密に管理していく、そういった取組ですとか、それから、最近では部活動の問題です。休養日の設定ですとか、中々浸透していないと、この2月には、休養日の設定を、改めて、県教委として設定させる取組、そういったかたちで、これで十分かといいますが、まだまだということもございしますが、そういったことに取り組んで参っております。

教育長：学校教育がどのように推進されているのかということも、委員さん方御存知のとおりですけれども、教員と子供たちが向き合っ、教員によって行われているという、また、そうでなければならぬと思っておまして、それを先生たちがいきいきと、そして子供たちにとってより望ましい教育が実践されていると、そのために教員の多忙化解消に力を入れていかなければならぬと思っておます。それから、先ほど、学習指導要領改訂の話が藤井先生からございました。そ

ここで、学習時間の削減は行わないという前提で、学校に期待する役割が増えてきています。そういう点で、やはり改善というものをやっていかないと、教員のモチベーション、意欲が続かなくなってくるという、極めて重要な問題を起こすこととなりますので、そういう環境をいくらでも改善するという、みんなの合意形成のもとで進めていくことが、極めて大事と思っております。そして、小平委員からも先程お話しありましたとおり、ある学校は、あそこは忙しい学校だからということで、それを当たり前に受け入れている学校もまた、全くないとはいえない状況だと思っております。そのあたりも含めて市町村教委、教育長会議、それから県立学校長会議もまたありますので、これについてはみんなの知恵を出し合いながら、一步ずつでも確実に前に進めるように、できるかぎりの努力をしていきたいと思っております。学校は常に動いておりますので、子供たちもみんな同じではありませんし、教職員も違いますので、走りながらということで新しい問題も出てきますので、それに集中するためにも、ある程度の余裕をもった学校経営・運営をしていくことが極めて大事だと思います。そのあたりも含めて先ほど次長から話のあった協議の場ももちろんそうですし、関係者との様々な意見交換をしながら、前に進ませて頂ければと思います。

八重樫委員：妙案はないと思うのですが、小平委員が言うように8時9時まで電気がついている学校もある。そういった学校に私もいました。夜間中学などと名前がついたりして。県の考えとしてどうすればいいのか。意見を聞くのも大事だが、県の考えとして、どう県下に周知するかというのも持つべきだと思います。それでは、学校の仕事を、行事を少なくしろと言うのか、あるいは、スタッフを増やすか。どちらかしかないのではないかと私は思うのですが。

教育長：まず、スタッフを増やすというのは、当然財政状況と関わりますので、岩手県独自にやるという考えもひとつにはありますけれども、将来的な見通しをきちっと立てた上で発言しないとそれは無責任な対応になりますので、中々難しい現実もございます。それから、これはオール・オア・ナッシングではなくてですね、そういう意識を関係者みんなで共有するというのも大事だと思っております。昨年度、確実に今までと違うやり方をやったのは、部活動を、今まではいわば目標的に、あとは、実践を重んじるというふうにやっていたのを、確実にこれはやりましようとして、進行管理もしてきました。それに対して学校現場からの評価としましては、極めて高いものがあります。これからまた、みんなで話し合いをした上で、合意形成をしっかりとやって、実績を積み重ねていく。これをドラスティックに、全て確実に一気にやるということは、現実的に難しいので、少しずつ前に進みたい、このように考えています。

藤井委員：普通の一般企業ですと、昨年度でしょうか、メンタルヘルスチェックが法定化されて、30人以上とか、そういった事由があったかと思いますが、私も今の職場で受けていますが、そういう点で、確か、先生方はその対象になっていなかったか...、そのようにヘルスケアが進んでいるのですが、先ほど、今野次長が労働安全の点をおっしゃいましたが、そのあたりの対応はいかがでしょうか。

今野次長：メンタルヘルスチェックについては、法律上義務付けになったということで、県の教職員についても対象にしておりますし、それから、小さい規模の小中学校では対象にならないということも法律上あるのですが、それについては県教委のほうから、全部実施して頂きたいということをお願いしてございまして、ほとんどが実施しているのですが、一部実施していないところについても、できるだけ速やかに実施をしていただきたいと思いますところがございます。ただメンタルヘルスチェックもやりっぱなしでは意味がございませんので、やった結果のフィードバックも含めて取り組んでいるところでございます。

藤井委員：産業医が診て、イエローカード、要精密検査とか、そういうやりとりがあるのですが。

今野次長：これは個人情報になりますので、その結果が所属長に知らされるかということ、そういうわけではありません。

藤井委員：それは個人の問題になる。メンタルヘルスチェックは、漏れなくなされているということになりますでしょうか。

今野次長：市町村においては、一部未実施の部分がまだあるようでございますが、それについては引き続き、実施するよう進めていきます。

議案第1号以降については、非公開とする議決がなされた。

(議案)

第3 議案第1号 学校職員の懲戒処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて(教職員課)  
原案どおり決定

第4 議案第2号 学校職員の懲戒処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて(教職員課)  
別添議案により説明  
原案どおり決定

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。